

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、広島市東区若草町一―番一―五〇一号、田淵信夫の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成二十四年五月十日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	犬童英徳
同	同	同	門田峻徳
同	同	同	高橋義徳
同	同	同	佐藤均

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により，広島県職員措置請求について，次のとおり監査を執行した。

平成 24 年 5 月 7 日

広島県監査委員	犬 童 英 徳
同	門 田 峻 徳
同	高 橋 義 則
同	佐 藤 均

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市東区若草町 11 番 1 - 501 号 田 淵 信 夫

2 請求書の提出日

平成 24 年 3 月 12 日付け・同日受付

3 請求の要旨

請求人から提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書の内容から，請求の要旨を次のとおり解した。

（請求の趣旨）

県が平成 22 年 8 月 19 日付けで締結した広島県緊急雇用対策基金事業「広島県経営革新計画サポート支援事業」業務委託契約（以下「本件契約」という。）において，県商工労働局雇用基金特別対策プロジェクト・チーム（以下「雇用基金特別対策 P T」という。）の検査職員は，本件契約の受託者から提出される委託業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）が未完成であり，法令に違反する内容であったにもかかわらず，平成 23 年 3 月 31 日，業務が適正に履行されたことを確認したとする履行確認書を作成した。

また，雇用基金特別対策 P T の担当職員は，同年 4 月 20 日，実績報告書の内容が虚偽であり，法令に違反する内容であったにもかかわらず，これを適正と認め，本件契約に係る委託料の額を確定させることを起案し，広島県緊急雇用対策基金から 127,837,962 円を支出させた。

これらの行為により、県は127,837,962円の損害を被ったため、地方自治法の規定に基づき、検査職員及び担当職員に対して、連帯して127,837,962円を県に賠償するよう決定することを求める。

(請求の理由)

広島県包括外部監査人による平成20年度包括外部監査結果報告書(広島県における委託料について)によれば、「委託とは、県が行うべき法律行為又は事実行為を、県職員が行う代わりに委託料を支払って他の機関又は他の者に依頼することをいう。委託を行うことが正当化される理由は、県職員が自ら行うよりも、外部の専門的な業者等に委託する方が、少ない予算で大きな効果が得られ、最終的に県民の利益になることである」と記されている。

また、広島県緊急雇用対策基金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)の適用を受けるものとして政令で定められている。

よって、本件契約の受託者は、県職員が順守すべき法を順守する義務を負っており、上記2名の職員は、これらの業務を管理監督する義務を負っている。

以上の前提に基づき、当該行為の違法性及び不当性を述べる。

- (1) 本件契約書に記載された委託料の額は、受託者から提出された見積書の金額と同額であり、当該業務の実施に当たっては、見積書に示された明細に基づいて経費が支出されるべきである。補助金適正化法第7条によれば、補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、交付行政庁の長の承認を受けなければならないが、本件契約においては、受託者から全く流用の申請がなされることなく、別の費目へ多額の経費が流用されている。このことは、本件契約に係る委託業務の処理方法を定めた広島県緊急雇用対策基金事業「広島県経営革新計画サポート支援事業」業務処理要領(以下「業務処理要領」という。)4(10)に違反しており、補助金適正化法に違反している。
- (2) 実績報告書に記載された広告費23,490,225円のうち、社内広告システムとして計上された19,320,000円の根拠等について、雇用基金特別対策PTに説明を求めたところ、平成23年11月、電子メールにより「外部求人サイトの広告は、(略)全社的な様々な求人広告を含めた契約であり、この事業に限定して契約したものではない」との回答を得た。この「全社的な様々な求人広告を含めた契約」との説明にあるように、当該経費は本件契約に係る事業の経費でないことは明らかであり、補助金適正化法第11条に違反して、他の目的に支出されている。
- (3) 本件契約の受託者から提出された実績報告書は、ずさん極まり、間違いが多く、これに対して県民の税金を支出するのは不当である。実績報告書は精緻なものとはされなくてはならない。

4 請求の要件審査

本件請求は、県の業務委託契約における履行確認及び委託料の額の確定に係る財務会計上の行為に関する措置請求であり、地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を具備しているものと認めた。

5 証拠の提出及び陳述

平成 24 年 3 月 29 日に請求人から本件請求に関する補足説明書が提出された。

また、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、同年 4 月 4 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。当日は請求人が出席し、本件請求の内容について陳述が行われた。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

県が締結した次の契約を監査の対象とした。

区 分	内 容
契約の名称	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県経営革新計画サポート支援事業」業務委託契約
契約の相手方 (受託者)	マンパワー・ジャパン株式会社広島支店 (現マンパワーグループ株式会社広島支店)
契約締結年月日	平成 22 年 8 月 19 日
契約金額	184,758,000 円の範囲内で委託業務の実施に要する費用
確定額	127,837,962 円
契約期間	平成 22 年 8 月 19 日～平成 23 年 3 月 31 日

2 監査の対象機関及び関係人

(1) 監査の対象機関

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、商工労働局を監査の対象機関として、平成 24 年 4 月 16 日に監査を実施した。

(2) 関係人

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、本件契約の受託者を関係人として、平成 24 年 4 月 11 日に調査を実施した。

第 3 監査の結果

1 商工労働局からの説明

(1) 本件契約に係る事業概要について

ア 広島県緊急雇用対策基金事業の概要について

平成 20 年秋以降、リーマン・ショックに端を発して雇用失業情勢が急激に悪化

する中、平成21年1月、国において、地域における緊急的・一時的な雇用の受け皿づくりを目的として「緊急雇用創出事業」が創出された。この制度は、国から交付された交付金を都道府県が基金として造成し、これを財源として、都道府県・市町村が地域の実情に応じた事業を実施することで、離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供するものである。

本県では、国から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を「広島県緊急雇用対策基金」として造成し、これを活用して県及び市町が直接又は民間企業等への委託によって事業を実施しており、その際に事業に従事する求職者を新たに雇い入れることにより雇用の創出に取り組んでいる。

なお、制度の創設以来今日まで、国の緊急経済・雇用対策が重ねて実施され、これまでに5回にわたって基金が積み増しされるとともに、制度の拡充及び運用改善（事業実施要件の緩和（事業費に占める新規雇用人件費割合の緩和等））が行われている。

国が交付する「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「緊急雇用創出事業実施要領」が定められている。

イ 広島県経営革新計画サポート支援事業（以下「本件事業」という。）の概要について

県では、広島県緊急雇用対策基金を活用し、民間からの応募を受けて、一層の雇用創出効果が期待される企画提案を県の委託事業として実施することとした。応募のあった企画提案の中から採択した事業の中の一つが本件事業である。

本件事業の業務内容は、県から経営革新計画の承認を受けた中小企業者等が事業展開する際に、人材が不足する中小企業者等に対し、当該事業をサポートする人材を派遣し事業の促進を図るとともに、人材の派遣に当たっては、派遣期間終了後の直接雇用を前提とした紹介予定派遣によって行い、安定的な雇用を目指すものである。

(2) 請求人の主張する補助金適正化法第7条及び第11条違反について

補助金適正化法第7条では、各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合に必要に応じて条件を付するものとされており、緊急雇用創出事業臨時特例交付金が県に交付される際には、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱9に掲げる事項が条件とされている。この交付要綱9の条件とは、交付対象事業の中止又は廃止をする場合の大臣の承認、交付対象事業が予定期間内に完了しない場合の大臣への報告等を規定したものであり、県が実施する個別の事業の実施に要する経費の使用法まで条件を付しているものではない。

また、補助金適正化法第11条では、補助事業者等は善良な管理者の注意をもって補助事業等を行い、補助金等の他の用途への使用をしてはならない旨を規定している。本件請求に係る事業については、国の緊急雇用創出事業実施要領の定めに従い、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業を委託により実施し、こ

れに要する経費を支出しているものであり、補助金適正化法に抵触するものではない。

(3) 見積額と実績額とが異なるのに流用申請が行われなかったことについて

県が締結する契約に関する事務の取扱いについて定めた広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）では、見積りの経費内訳に対して実績が異なる場合に流用申請を行わなければならないという規定はなく、委託事業の対象経費やその配分方法等については個別契約に委ねられるものと考えられる。

本件契約において、経費の使用方法について条件を附しているのは、事業費に占める新規雇用失業者の person 費割合が 2 分の 1 以上であること（業務処理要領 3（2））及び委託事業の対象となる経費の範囲等（業務処理要領 6）である。

業務処理要領 4（10）において、「事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること」としているが、これは事業費が増大し契約変更が必要となる場合や新規雇用者 person 費割合を満たさない場合などを想定しているものであり、経費の流用申請を規定するものではない。

また、見積額と実績との経費区分の違いは、以下ウのとおり、実態に合わせて費目名を「広告費」と変更したものであり、請求人が主張する経費流用に当たらない。

事業運営や進捗状況については、逐次、県と受託者で連絡調整・協議するとともに、事業費については、本件契約の実績報告書と関係資料に基づき審査をし、事業費内訳の増減が生じた要因についても確認している。

見積額と実績額とが異なる主な理由は次のとおりである。

ア 新規雇用者 person 費の減

見積りでは 6 か月間フルタイムで 70 人の person 費を試算していたが、勤務地や労働条件等からマッチングが進まず雇用開始が遅れたこと、途中終了が発生し短期間の勤務となったこと、派遣先企業の賃金が試算より安価となったこと等のためである。

イ 社内 person 費の増

求職者の希望条件と企業の求人条件とのマッチングが想定より進まなかったこと、求職者の年齢層が幅広く、フォローやカウンセリングに想定以上の時間や労力がかかったこと及び事業参加の対象者の集まりや定着率が悪く、人員体制を強化した対応を継続せざるを得なかったこと。

ウ 広告費の増、リクルーティング費の減及びその他（事務局運営費等）の減

見積りではリクルーティング費とその他（事務局運営費等）で計上した経費を、実績では実態に合わせて広告費に変更したこと。なお、その内訳は、本件契約の受託者の求人サイトや一般 Web 求人サイトへの掲載費用、紙媒体の求人情報誌への掲載費用等である。

(4) 広告費に計上された社内広告システム経費について

本件契約の受託者による企画提案においては、より幅広く求人募集活動を実施するため、受託者の求人サイトのほか、「リクナビ派遣」、「はたらこねっと」等の一般

Web 求人サイトの活用などが盛り込まれており、Web 求人サイトへの募集広告の掲載は、当初から予定されていた広報手段である。

社内広告システム経費（19,320,000円）の内訳は、次のとおりであることを確認している。

ア 受託者の求人サイトへの当該事業の専用ページ掲載経費

Web ページ等制作費及びシステム運営費（7か月）3,270,000円

イ 受託者の求人サイトへの個別求人案件掲載費用

個別求人案件の延べ掲載期間に応じた掲載経費 9,828,000円

ウ 一般 Web 求人サイトへの掲載費

「リクナビ派遣」及び「はたらこねっと」への掲載費（7か月）
2,732,880円

エ その他 Web 関連管理費用

受託者の本社の広告・宣伝統括部における外部サイト掲載のためのデータ移行、メール配信対応、SEO対策（※）等の業務に係る人件費（8か月）
3,489,120円

（※SEO：インターネットで公開されている情報を検索できる Web サイト（Yahoo、Google 等）の検索結果のページの表示順の上位に自らの Web サイトが表示されるように工夫すること又はそのための技術やサービス）

このうち、「リクナビ派遣」などの一般 Web 求人サイトとの契約は、本件契約の受託者の本社で一括契約しており、本件では当該事業分の実績額のみを計上しているものであり、請求人が「全社的な様々な求人広告を含めた契約であり本事業の経費でないことは明らか」と主張し、本件事業以外の他の事業（求人案件）の広告宣伝費を含めているとするのは誤解である。

なお、請求人が県との電子メールのやりとりの中から引用する「全社的な様々な求人広告を含めた契約」という箇所は、一般 Web 求人サイトへの広告掲載について、「受託者において複数の見積合わせが必要と思われるがそのような指導はされましたか」という請求人の質問に対して、一般 Web 求人サイトへの広告掲載に係る契約は、「受託者の全社的な様々な求人広告を含めた契約であり、この事業に限定して契約をしたものではありません」と回答した中の一部分である。

この回答の趣旨は、一般 Web 求人サイトへの広告掲載に係る契約については、受託者の本社が全社的に一括契約しており、本件事業に限定したものではない（そのため、受託者に対して複数の見積りを取るような指導もしていない）という契約の締結方式について説明したものであって、経費に関して説明したものではない。

2 関係人からの説明

(1) 見積書と収支精算書との差異について

新規雇用者に係る人件費については、新規雇用者数は概ね計画どおりであったが、新規雇用者の賃金が派遣先の企業ごとに決定されることや新規雇用者の派遣が途中終了したことなどより、当初見積書に計上していた額よりも減額となった。

社内人件費については、見積書では期間中の事務量の増減を含め、事業開始時か

ら終了時まで、おしなべて6人×7か月を見込んでいたが、実際に事業を進める中で、必要な人材を集めることなどに労力がかかり、結果として、事業開始当初からの10人体制のままで事業を実施したため増額となったものである。また、事業の実施の中で県との調整に要した管理職の経費を計上している。

広告費の費目を追加しているが、これは当初、リクルーティング費などの費目で計上していたものであり、当初から予定していたものである。

受託事業の運営状況については、逐次、県へ報告を行い、相談しながら事業を進めてきた。

(2) 広告費に計上された社内広告システム経費について

本件契約の実績報告書に計上した社内広告システムの経費については、本件事業に係る経費であり、他の経費とは明確に区別している。具体的には、本件事業の専用ページの作成など、自社で作成したものについては、同様の事業を実施している他社の公表価格を参考に積算し、その他については、実際に事業に要した経費を計上している。

3 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料、監査の対象機関から提出された監査資料及び関係人調査から確認された事実関係等は次のとおりである。

(1) 補助金適正化法の適用対象について

ア 国から県に交付される「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」について

補助金適正化法は、その第2条において同法の適用対象を明らかにしている。同条第1項によれば、この法律において「補助金等」とは、「国が国以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをいう」と規定している。

県が受託者との間で締結した本件契約の財源は、国から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を基金として造成したものである。当該交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条第1項第103号により補助金等とする給付金に指定されている。

したがって、国が県に対して交付する当該交付金については、補助金適正化法の適用を受けるものである。

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第2条（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

イ 本件契約に係る委託料について

県が国からの交付金を基金として造成し、これを財源として第三者に事業の執行を委託する場合、受託者に対して支出する委託料が補助金適正化法の適用を受けるかどうかについては、まず当該委託料が同法第2条第1項に定める「補助金等」に該当するかについて検討する必要があるが、本件契約に係る委託料は、「国が国以外の者に対して交付する」ものではないことから、同項に定める「補助金等」には該当しない。

次に、当該委託料が同条第4項に定める「間接補助金等」に該当するかについては、同項第1号では、「間接補助金等」とは、「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの」と規定している。すなわち、「間接補助金等」とは、国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金であることを要しており、他方、国の補助金等を財源として交付されるものであっても、相当の反対給付を受けて交付されるものであれば「間接補助金等」に該当しない。本件契約に係る委託料は、県の委託した業務の遂行への反対給付であることから、同項に定める「間接補助金等」に該当せず、よって補助金適正化法は適用されない。

(2) 本件契約における費目間の経費配分の変更手続について

県が締結する契約に関する取扱いについて定めた広島県契約規則において、業務委託契約に係る見積りの経費内訳に対して実績額が異なる場合に、経費配分の変更の申請承認手続を行わなければならないという規定はない。

この場合の取扱いは個別の契約の内容に委ねられるが、本件契約に係る契約書において、見積書に記載された費目間の経費配分の変更手続を直接規定しているものはないことを確認した。

(3) 広告費に計上された社内広告システム経費について

本件契約の受託者が、求職者の募集、選考、企業とのマッチングをするため、企業からの求人内容に基づき、受託者が開設している求人サイトや他社の求人サイトを活用した募集活動を実施することが当初から予定されていたことについて、受託者から提出された本件事業に係る企画提案内容説明書により確認した。

受託者から提出された実績報告書に記載された「社内広告システム（バナー等）」の計 19,320,000 円について、その内訳は次のとおりであり、当該経費の支出根拠は、業務処理要領 6（1）イ d で定める「事業を実施するために必要と認められる経費」であることを確認した。

- ア 県からの受託事業に係る専用のページ、バナーを作成し、受託者の求人サイトに掲載する経費 3,270,000 円
- イ 県からの受託事業に係る企業からの求人情報を受託者の求人サイトに掲載する経費 9,828,000 円
- ウ 他社の求人サイトに県からの受託事業に係る求人情報を掲載する経費 2,732,880 円
- エ 他社の求人サイトに掲載するためのデータ移行や S E O 対策などに要する人件費 3,489,120 円

上記ア及びイの受託者が開設する求人サイトへの掲載に係る経費については、公表されている他社の同等なサービス料金との比較に基づいて積算されていることを確認した。上記ウの経費については、請求書及び納品書により確認した。上記エの経費については、受託事業に従事した業務量に基づいて積算されていることを確認した。

また、請求人が引用する「全社的な様々な求人広告を含めた契約」という電子メールの箇所は、県において、「社内広告システムのうち一般 Web 求人サイトへの広告掲載に係る契約形態については、受託者の全社的な様々な求人広告を含めて本社で契約をしているもの」と回答した中の一部分であり、契約の形態に関する説明であることを確認した。

さらに、社内広告システムについては、常に更新されることから、掲載された広告のすべては保存されていなかったが、当時 Web 上に掲載された広告の一部を確認した。

（4）本件契約に係る検査の実施状況について

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づく本件契約に係る検査については、次のとおり実施されたことを確認した。

ア 履行確認

県が本件契約に係る委託料について、平成 22 年度の支出であることを確定させるためには、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条第 1 項第 4 号の規定により、当該年度内に本件契約が履行されたことを確認する必要がある。

このため、本件においては、雇用基金特別対策 P T の検査職員が、本件事業の所管課である県商工労働局産業技術課（現在の産業政策課）が作成した当該事業の進捗状況の資料等に基づき、平成 23 年 3 月 31 日に履行確認を行っている。

イ 委託料の額の確定

本件契約に係る委託料の額の確定は、上記履行確認を踏まえ、本件契約第10条第2項の規定に基づいて行われるものであり、受託者から提出された実績報告書により、平成23年4月20日、雇用基金特別対策PTの担当職員が委託料の額の確認作業を行った上で起案し、同担当課長がこれを決裁することにより行われている。

(5) 収支精算書の内容確認について

本件契約の受託者から提出された収支精算書の内容について、証拠書類（源泉徴収票、貸金台帳、請求書、納品書、領収書等）との照合により調査したところ、次のとおり、新規雇用者に係る社会保険料の事業主負担分等において、過大精算又は過少精算となっているものがあり、差し引き1,061円の過少精算となっていることを確認した。

区 分	過大精算額A	過少精算額B	差引額A－B
ア 新規雇用者に係る人件費	5,201円	3,276円	1,925円
イ その他の人件費	－	60円	△60円
ウ その他の経費	439円	3,315円	△2,876円
合 計	5,640円	6,651円	△1,011円

税込△1,061円

上の表の区分欄におけるア、イ及びウの内訳は次のとおりである。

ア 新規雇用者に係る人件費

(ア) 過大精算【5,201円】

社会保険料等における過大精算【5,201円】（31,952円－26,751円）

標準報酬月額区分誤り（誤 98,000円 正 88,000円）及び雇用保険料等の入力ミスによるもの

誤				正			
健康 保険料	介護 保険料	雇用 保険料	労災 保険料	健康 保険料	介護 保険料	雇用 保険料	労災 保険料
4,246円 ×6月	931円 ×6月	718円	172円	3,498円 ×6月	836円 ×6月	603円	144円
31,952円				26,751円			

(イ) 過少精算【3,276円】

a 社会保険料等における過少精算【3,009円】

誤計上及び計上漏れによるもの（県と受託者との間では、受託者負担として整理されている。）

	金額	備考
①	25,059 円	誤計上（健康保険料 7,752 円，厚生年金保険料 15,255 円，介護保険料 1,805 円，児童手当拠出金 247 円）
②	28,068 円	計上漏れ（健康保険料 7,950 円，厚生年金保険料 16,058 円，介護保険料 3,800 円，児童手当拠出金 260 円）

b 労災保険料における過少精算【267 円】

労災保険料の算定に交通費を含めていなかったため，労災保険料が過少計上となっているもの（県と受託者との間では，受託者負担として整理されている。）

	給与月額	交通費	労災保険料		計上漏れ 事業主負担
			誤	正	
③	290,229 円	26,040 円	661 円	721 円	60 円
④	233,805 円	56,640 円	533 円	662 円	129 円
⑤	104,000 円	9,600 円	237 円	259 円	22 円
⑥	121,240 円	24,500 円	276 円	332 円	56 円
計			1,707 円	1,974 円	267 円

イ その他の人件費

社会保険料等における過少精算【60 円】（167,282 円－167,342 円）
入力誤りによる。

内容	誤	正
9 月～3 月の社会保険料等の計	167,282 円	167,342 円

ウ その他の経費

営業旅費における過大精算【439 円】及び過少精算【3,315 円】

支給月	誤	正	差し引き	備考
9 月	2,285 円	4,000 円	1,715 円	計上漏れ 入力ミス
10 月	4,000 円	3,761 円	239 円	過請求 入力ミス
12 月	800 円	600 円	200 円	過請求 入力ミス
12 月	11,766 円	12,066 円	300 円	計上漏れ 請求漏れ
2 月	23,110 円	24,410 円	1,300 円	計上漏れ 請求漏れ
計	41,961 円	44,837 円	439 円	過請求 3,315 円 計上漏れ

(6) 本件契約に係る手続について

本件契約に係る手続については、次表のとおり行われていることを確認した。

区分	手続内容
募集	平成22年6月11日～7月5日 広島県緊急雇用対策一般公募事業の募集
応募申込書提出	平成22年7月5日 受託者による応募申込書の提出
採択通知	平成22年8月18日 業務選定委員会による結果通知
執行伺い	平成22年8月19日 執行伺いの決裁（商工労働局総務管理部長が決裁）
契約締結伺い	平成22年8月19日 契約締結伺いの決裁（商工労働局総務管理部長が決裁）
契約締結	平成22年8月19日 契約の締結（契約期間：平成22年8月19日～平成23年3月31日）
履行確認	平成23年3月31日 検査職員が履行確認書を作成
実績報告	平成23年4月20日 受託者による実績報告書の提出
額の確定伺い	平成23年4月20日 委託料の額の確定伺い（雇用基金特別対策PT担当課長が決裁）

4 判断

以上のような事実関係等の調査及び確認並びに監査対象機関及び関係人からの説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(1) 経費の配分の変更に係る県の承認について

請求人は、「受託者が県の承認を得ることなしに、当初の見積書に示した経費の配分の変更を行ったことは、補助金適正化法第7条及び契約書で定めた業務処理要領4(10)に違反している」と主張する。

本件委託料に係る経費の配分の変更が補助金適正化法第7条に違反しているかについて監査したところ、第3の3(1)で確認したとおり、当該委託料は補助金適正化法の適用対象ではないことから、補助金適正化法に違反するということはない。

次に、本件委託料に係る経費の配分の変更が県と受託者との間で締結された契約書の業務処理要領4(10)に違反しているかについて監査したところ、商工労働局からは、業務処理要領4(10)において「事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること」としているのは、事業費が増大し、当初の契約額を超える契約変更が必要となる場合や事業費に占める新規雇用失業者の人員費割合が2分の1以上であるという要件を満たさない場合などを想定しているものであって、経費の流用申請について規定するものではないと説明があった。当該規定は、通常とは異なる特別な状況が生じた場合における対応を定める補則規定で

あると認められることから、上記商工労働局の説明は著しく妥当性を欠くものではなく、また、第3の3（2）で確認したとおり、広島県契約規則においても経費の配分の変更手続を規定しているものはない。

よって、本件委託料に係る経費の配分の変更が契約書に定めた業務処理要領に違反しているとは認められない。

（2）広告費に計上された社内広告システムに要する経費について

請求人は、「実績報告書に記載された広告費のうち、社内広告システムとして計上された19,320,000円は、雇用基金特別対策PTからの「全社的な様々な求人広告を含めた契約である」との説明にあるように、本件契約に係る事業の経費ではなく、当該委託料の支出は補助金適正化法第11条に違反している」と主張する。

実績報告書の収支精算書に「社内広告システム（バナー等）」として計上された19,320,000円の内容について監査したところ、第3の1（4）の商工労働局からの説明にあるように、当該説明が請求人に誤解を与えてしまった面はあるが、第3の3（3）で確認したとおり、当該経費は、本件契約に係る事業の遂行に要した経費であると認められる。

また、第3の3（1）で確認したとおり、本件契約に係る委託料は補助金適正化法の適用対象ではなく、補助金適正化法第11条に違反するということはない。

（3）本件契約に係る公金の支出について

請求人は、「本件契約の受託者から提出された実績報告書は、ずさんで間違いが多く、これに対して県民の税金を支出するのは不当である」と主張する。

実績報告書の内容について監査したところ、第3の3（5）で確認したとおり、新規雇用者に係る社会保険料（事業主負担分）等に過大精算や過少精算があり、全体として1,061円の過少精算となっている。このように委託料の額の確定における検査において一部確認漏れが見受けられたところであるが、県に損害を与えるような重大な誤りがあったとは言えず、本件契約において、県の業務委託の対価として委託料を支出することが不当であるとは言えない。

以上のことから、本件契約の受託者から提出された実績報告書の内容が法令に違反した内容であるとは認められず、雇用基金特別対策PTの職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。

よって、上記職員による賠償を求める本件請求は、理由がないので棄却する。

付 記

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、本件請求に係る広島県緊急雇用対策基金事業は、雇用失業情勢が急激に悪化する中で、緊急に雇用・就業機会を創出することを目的として設けられたもので、事業を開始した平成21年度以降今日

まで、県全体で約 12,000 人の新規雇用を生み出している。

一方で、当該事業は、短期間で早急な成果が求められるため、事業執行上の課題が見受けられる。

第一に、本件契約における業務処理要領では、「雇用・就業計画」において新規雇用失業者数を掲げているものの、これは努力目標に過ぎず、実質的には、新規雇用失業者の人件費割合が事業費全体の 2 分の 1 以上であることを満たせばよいというものであり、委託事業の対象経費の範囲が定められているほかは、経費の使用について制限が付されていない。また、当初計画からの変更手続についても明確に定められていない。

このため、本件では、事業に要した経費の内訳が当初の見積段階で示されたものから大きく変動しており、新規雇用失業者に係る人件費は見積段階から半減しているのに対し、受託者の人件費は倍増している状況が見受けられた。求職者と企業とのマッチングが当初の計画どおりに進まなかったこと等、様々な事情があったにせよ、新規雇用失業者に係る人件費が減少する一方で、一般的にはこれに連動して減少すると思われる受託者の人件費が逆に増加するという構図は、県民にとって理解しにくいものとなっている。

今後の事業実施に当たっては、当初の計画に変更がある場合の事務手続の明確化や、より詳細な経費基準の設定等が求められるところである。経費基準の設定においては、例えば、新規雇用者に係る人件費に余剰額が生じた場合に、これを安易にその他の経費へ上乗せすることを認めないといったことも検討すべきである。

第二に、本県では、当該事業の実施に当たっては、受託者との間で概算契約（概算額で契約して、履行が完了した段階で精算条項に基づき額を確定させる契約）を締結しているが、本件において、精算時の確認が必ずしも万全とは言えない状況があった。

精算時に、受託者は契約書に定められた書式により、必要な書類を添付して業務を履行するための収支を明らかにしているが、経費の内訳を示す「費目別支出リスト」等に掲載された使途、金額、支出先等のデータは膨大・多岐にわたっており、それぞれの積算根拠や妥当性を示す書類等は提出されるようにはなっていない。

また、雇用基金特別対策 P T においては、受託者からの綿密な協議に応じるなど、事業の円滑な進行管理に努めてきたとのことであるが、その間の記録等も十分に整備されていなかった。

概算契約においては、精算時の確認が極めて重要であり、会計検査院においても、平成 22 年度決算検査報告において、緊急雇用創出事業等の概算契約について、受託者が実際に支払っていた新規雇用者に係る人件費の額の確認が十分に行われていないものが見受けられるとして、厚生労働省に対し、都道府県へ適切な確認を徹底する旨の是正改善処置を求めているところである。

このため、提出書類や添付資料の明確化等、確認がしやすくなるよう工夫することはもとより、受託者との協議内容を記録し、部局内で情報共有を図るとともに、確認に際しては、部局組織を挙げてその支援に当たるなど、重点的な取組が求められる。

当該事業も 4 年目を迎え、さらなる実績が求められるところであるが、今後の事業執

行に当たっては、以上のような点に十分留意され、県民の納得性や事業の透明性をさらに高められるよう努められたい。

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により，広島県職員措置請求について，次のとおり監査を執行した。

平成 24 年 5 月 7 日

広島県監査委員	犬 童 英 徳
同	門 田 峻 徳
同	高 橋 義 則
同	佐 藤 均

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市東区若草町 11 番 1 - 501 号 田 淵 信 夫

2 請求書の提出日

平成 24 年 3 月 19 日付け・同日受付

3 請求の要旨

請求人から提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書の内容から，請求の要旨を次のとおり解した。

（請求の趣旨）

県が平成 22 年 3 月 19 日付けで締結した広島県緊急雇用対策基金事業「広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）」業務委託契約（以下「人材育成型契約」という。）において，県商工労働局雇用基金特別対策プロジェクト・チーム（以下「雇用基金特別対策 P T」という。）の検査職員は，人材育成型契約の雇用・就業の実績報告書が法令違反の内容であったにもかかわらず，平成 23 年 3 月 31 日，業務が適正に履行されたことを確認したとする履行確認書を作成した。

また，雇用基金特別対策 P T の担当職員は，同年 4 月 20 日に受託者から提出された人材育成型契約の雇用・就業の実績報告書が法令に違反する内容であったにもかかわらず，これを適正と認め，人材育成型契約に係る委託料の額を確定させることを起案し，広島県緊急雇用対策基金から 79,793,885 円を支出させた。さらに，同様の手法により，県が平成 22 年 3 月 10 日付けで締結した広島県緊急雇用対策基金事業「未就職

卒業者等就業体験事業」業務委託契約（以下「就業体験事業契約」という。）においても、9,936,903円を県より支出させた。

これらの行為により、県は24,351,255円の損害を被ったため、地方自治法の規定に基づき、検査職員及び担当職員に対して、連帯して24,351,255円を県に賠償するよう決定することを求める。

（請求の理由）

広島県包括外部監査人による平成20年度包括外部監査結果報告書（広島県における委託料について）によれば、「委託とは、県が行うべき法律行為又は事実行為を、県職員が行う代わりに委託料を支払って他の機関又は他の者に依頼することをいう。委託を行うことが正当化される理由は、県職員が自ら行うよりも、外部の専門的な業者等に委託する方が、少ない予算で大きな効果が得られ、最終的に県民の利益になることである」と記されている。

また、広島県緊急雇用対策基金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるものとして政令で定められている。

よって、人材育成型契約及び就業体験事業契約（以下「本件契約」という。）の受託者は、県職員が順守すべき法を順守する義務を負っており、上記2名の職員は、これらの業務を管理監督する義務を負っている。

以上の前提に基づき、当該行為の違法性及び不当性を述べる。

- （1）地方自治法第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第29条によれば、原則すべての契約は、予定価格が100万円を超えるものは一般競争入札が原則であるにもかかわらず、本件契約における受託者と再委託先事業者との研修事業の再委託契約においてはそれを行わず、仮に随意契約であっても2者以上からの見積書の入手を行っていない。

再委託先事業者以外にも多数の同種教育を行える事業者が存在することは、広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）（以下「人材育成型事業」という。）及び未就職卒業者等就業体験事業（以下「就業体験事業」という。）が4事業者で行われ、他の事業者は再委託先事業者への再委託は行うことなく人材育成型事業及び就業体験事業を完了させていることから明らかである。

- （2）再委託先事業者との再委託契約書を検証すると、講師は何らの資格や経験を要件にしないにもかかわらず、1時間当たり大学卒業レベルの講義には4万円、高校卒業レベルの講義には2万円の報酬を支払っている。月額にすれば最高では640万円に達し、県で最高額と思われる広島大学医学部の大学院の非常勤講師の実に8倍である。これは、先の包括外部監査結果報告書に反するものであり、納税者の怒りを買うことには間違いはない。著しく不当な支出である。

(3) 人材育成型契約におけるOJT研修費 12,715,500 円及び就業体験事業契約におけるOJT研修費 1,333,500 円については、紹介予定派遣業務でこのような費用が就業体験先企業に支払われることはなく、何らの実績報告もなされていない。これにもかかわらず、受託者は他の事業者に比べても継続雇用の実績は低い。報告もなく実績もなくまた事業的慣行もない費用の支出は不当であり、包括外部監査結果報告書の指針に違反して不当である。

(4) 県は、上記の違法な請求により支出した不当な研修謝金のうち、県の最高と思われる広島大学医学部の大学院非常勤講師の時間報酬 5,010 円との差額 10,302,255 円及びOJT研修費 14,049,000 円の損害を被った。

本件に対する損害額は次のとおり。

ア 研修謝金

大学生対象 時間単価 42,000 円を 5,010 円とした場合

$10,227,000 \text{ 円} \div 42,000 \text{ 円} = 243.5 \text{ 時間}$

$243.5 \text{ 時間} \times (42,000 \text{ 円} - 5,010 \text{ 円}) = 9,007,065 \text{ 円}$

高校生対象 時間単価 21,000 円を 5,010 円とした場合

$1,701,000 \text{ 円} \div 21,000 \text{ 円} = 81 \text{ 時間}$

$81 \text{ 時間} \times (21,000 \text{ 円} - 5,010 \text{ 円}) = 1,295,190 \text{ 円}$

合計 10,302,255 円

イ OJT研修費

人材育成型契約 12,715,500 円

就業体験事業契約 1,333,500 円

合計 14,049,000 円

ア・イ総合計 24,351,255 円

4 請求の要件審査

本件請求は、県の業務委託契約における履行確認及び委託料の額の確定に係る財務会計上の行為に関する措置請求であり、地方自治法第 242 条第 1 条に定める要件を具備しているものと認めた。

5 証拠の提出及び陳述

平成 24 年 3 月 29 日に請求人から本件請求に関する補足説明書が提出された。

また、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、同年 4 月 4 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。当日は請求人が出席し、本件請求の内容について陳述が行われた。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

県が締結した次の契約を監査の対象とした。

(1) 人材育成型契約

区 分	内 容
契約の名称	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）」業務委託契約
契約の相手方（受託者）	株式会社パソナ パソナ・広島
契約締結年月日	平成22年3月19日
契約金額	113,117,452円の範囲内で委託業務に要する費用 （うち平成22年度限度額 112,217,452円）
確定額（平成22年度）	79,793,885円
契約期間	平成22年3月19日～平成23年3月31日

(2) 就業体験事業契約

区 分	内 容
契約の名称	広島県緊急雇用対策基金事業「未就職卒業者等就業体験事業」業務委託契約
契約の相手方（受託者）	株式会社パソナ パソナ・広島
契約締結年月日	平成22年3月10日
契約金額	44,575,766円の範囲内で委託業務に要する費用 （うち平成22年度限度額 43,675,766円）
確定額（平成22年度）	9,936,903円
契約期間	平成22年3月10日～平成23年3月31日

2 監査の対象機関及び関係人

(1) 監査の対象機関

地方自治法第242条第4項の規定により、商工労働局を監査の対象機関として、平成24年4月16日に監査を実施した。

(2) 関係人

地方自治法第199条第8項の規定により、本件契約の受託者を関係人として、平成24年4月10日に調査を実施した。

第3 監査の結果

1 商工労働局からの説明

(1) 本件契約に係る事業概要について

ア 広島県緊急雇用対策基金事業の概要について

平成20年秋以降、リーマン・ショックに端を発して雇用失業情勢が急激に悪化する中、平成21年1月、国において、地域における緊急的・一時的な雇用の受け皿づくりを目的として「緊急雇用創出事業」が創出された。この制度は、国から交付された交付金を都道府県が基金として造成し、これを財源として、都道府県・市町村が地域の実情に応じた事業を実施することで、離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供するものである。

本県では、国から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を「広島県緊急雇用対策基金」として造成し、これを活用して県及び市町が直接又は民間企業等への委託によって事業を実施しており、その際に事業に従事する求職者を新たに雇い入れることにより雇用の創出に取り組んでいる。

なお、制度の創設以来今日まで、国の緊急経済・雇用対策が重ねて実施され、これまでに5回にわたって基金が積み増しされるとともに、制度の拡充及び運用改善（事業実施要件の緩和（事業費に占める新規雇用人件費割合の緩和等））が行われている。

国が交付する「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「緊急雇用創出事業実施要領」が定められている。

イ 人材育成型事業の概要について

厳しい雇用情勢の中、平成22年3月に未就職のまま大学等を卒業する者が例年以上に増加すると見込まれたことから、広島県緊急雇用対策基金を活用し、未就職のまま大学等を卒業する者の就業に必要な研修を行うとともに、一定期間、企業での就業体験を実施し、正規雇用に向けた知識や技能の習得を図ることとしたものである。

ウ 就業体験事業の概要について

厳しい雇用情勢の中、平成22年3月に未就職のまま高等学校等を卒業する者が例年以上に増加すると見込まれたことから、広島県緊急雇用対策基金を活用し、未就職のまま高等学校等を卒業する者の就業に必要な研修を行うとともに、一定期間、企業での就業体験を実施し、正規雇用に向けた知識や技能の習得を図ることとしたものである。

(2) 再委託先事業者への再委託について

本件契約については、県に提出された人材育成型事業の応募申込書及び就業体験事業の企画提案参加申込書において、ビジネスマナーなどの研修事業の再委託先として再委託先事業者が掲げられていた。これは、再委託先事業者が従来から実践的な教育支援、研修事業に注力しており、その培われたノウハウを未就職卒業生等の人材研修に活用しようとしたものである。

企画提案の選定委員会において、研修の内容や実施体制等について審査するとと

もに、契約締結に際して受託者と調整した上で、研修事業の再委託をあらかじめ承認する旨を本件契約の業務処理要領に規定したものである。

また、再委託先事業者は福山エリアを所管しており、研修事業のほか、就業体験先の開拓や企業とのマッチング等を行う能力があることから、受託者から改めて再委託を行いたいと県に申請があり、この申請に対し、県は同エリアにおける業務を効率的かつ円滑に行うために適当であると認め、再委託について承認を行っている。

なお、受託者が再委託先を決定する際の手続に関して、広島県契約規則等が適用されることはなく、一般競争入札や2者以上からの見積りを徴取することを義務付ける規定は存在しない。

(3) 再委託先事業者に支払った研修謝金の単価について

再委託先事業者への再委託契約では、ビジネスマナー研修について、高卒者対象を時間単価2万円、大卒者対象のそれを時間単価4万円として設定している。

この費用には、研修の企画や事前準備、テキスト等の教材費を含むほか、参加人数や研修内容によって複数の講師を配置して対応した場合であっても、料金体系は一律として運営を行っている。

また、研修内容については、キャリアカウンセラー資格取得者や経験豊富な講師が、単に講義をするだけでなく、グループワークや実務研修、面接練習など、独自性をもった内容で実施している。

これらの理由により、適正な範囲の単価であり、大学等の教育機関の講師単価と民間企業の料金体系とを一概に比較することはできない。

(4) 就業体験先企業へのOJT研修費について

未就職卒業者を企業に派遣し就業体験を依頼する場合に、受け入れた企業は、通常の紹介予定派遣業務とは異なり、就労意識や職業能力が十分でない若者に対し、業務上の指導や職場における世話など余分に労力がかかることから、就業体験期間中の人件費を県が負担するだけでなく、OJT研修費を対象経費として別に認めたものである。これは、受託者だけでなく他の事業実施者についても認めているものである。

受託者に係るOJT研修費については、受入企業での研修指導の実施状況や経費支出の状況を関係書類により確認している。

なお、当該事業と目的を同じくする中小企業庁の「新卒者就職応援プロジェクト」(平成22年度開始)では、教育訓練費助成金として、受入企業に対して日額3,500円が支給されている。

2 関係人からの説明

(1) 再委託先事業者への再委託について

本件契約について、県に対し企画提案段階から研修事業の部分を再委託先事業者に再委託することを提案し、このことについて県から承認を受けている。

また、就業体験事業契約においては、就業体験先の開拓や企業のマッチング

等を福山エリア中心で実施することになったため、現地性のある再委託先事業者で対応することが適当と考え、県に再委託の承認の申請を行い、これについても県から承認を受けている。

(2) 再委託先事業者を支払った研修謝金の単価について

人材育成型事業の応募申込書及び就業体験事業の企画提案参加申込書を提出した際、新規雇用者の研修に係る再委託先事業者への研修謝金として4万円の単価を記載しており、県においてその内容を含めて当該企画提案について審査され、選定されたものである。

また、この研修謝金の単価は、再委託先事業者の研修基本価格表に基づくものである。本件契約の企画提案の社内検討時に、近隣の2業者から徴取した研修謝金の見積書の金額と同等又はこれを下回ったものとなっている。

(3) 就業体験先企業へのOJT研修費について

OJT研修費は、広島県緊急雇用対策一般公募事業（人材育成型）提案募集要領（以下「人材育成型事業提案要領」という。）及び広島県緊急雇用対策基金事業「未就職卒業者等就業体験事業」の業務委託に関する企画提案公募実施要領（以下「就業体験事業公募実施要領」という。）並びに本件契約の業務委託仕様書により、経費の計上が認められているものである。

3 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料、監査の対象機関から提出された監査資料及び関係人調査から確認された事実関係等は次のとおりである。

(1) 再委託先事業者への再委託について

ア 再委託に係る地方自治法等の適用について

地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条及び広島県契約規則第29条は、県が契約を締結する際に適用される規定であり、受託者が再委託先事業者と締結する場合において、一般競争入札や2者以上の見積りを義務付ける規定はない。

イ 企画提案時の県の審査選定について

人材育成型契約については、平成22年2月25日付けで受託者が提出した人材育成型事業の応募申込書に、研修事業の再委託先として再委託先事業者が記載されている。

また、就業体験事業契約についても、同月22日付けで受託者が提出した就業体験事業の企画提案参加申込書に、研修事業の再委託先として再委託先事業者が記載されているところである。

再委託先事業者への再委託は、同社が従来から実践的な教育支援、研修事業に注力しており、この事業の成果を出すためにその培われたノウハウを未就職卒業者の人材研修に活用しようとしたものである。このことについては、県の企画提

案の選定委員会において、研修の内容や実施体制と併せて審査され、承認されている。

ウ 契約書上の再委託の記載等について

人材育成型契約については、その第7条に、受託者があらかじめ県と協議し承認を得たときは、委託業務の全部又は一部を再委託できる旨を規定するとともに、同契約の業務処理要領4に、県は当該事業における研修の実施について、再委託をあらかじめ承認する旨を規定している。これらの規定により研修事業自体の再委託の承認を行っている。

また、就業体験事業契約についても、その第7条で人材育成型契約第7条と同様に規定するとともに、同契約の業務処理要領4に当該事業における研修（OFF-JTのみ）の実施について再委託をあらかじめ承認する旨を規定している。この規定により研修事業（OFF-JTのみ）自体の再委託の承認を行っているところである。さらに、県は、当該事業においては、受託者からの申請に基づき、平成22年4月1日付けで就業体験生の募集、就業体験先企業の開拓及び就業体験生と就業体験先企業とのマッチングに係る業務について再委託先事業者への再委託の承認を行っている。

なお、上記二つの契約のいずれにおいても再委託に当たって2者以上から見積りの徴取を義務付ける規定はなく、契約締結の方法を定める規定もない。

(2) 再委託先事業者を支払った研修謝金の単価について

研修事業の講師謝金の単価に関しては、人材育成型事業提案要領及び就業体験事業公募実施要領にその基準は示されていない。

本件契約に係る再委託先事業者を支払った研修謝金の金額は、再委託先事業者の研修基本価格表に基づくものであり、この金額は、受託者が近隣業者2社から徴取した見積書による金額と同等又はこれらを下回るものとなっており、これら見積書については、その写しを確認した。

(3) 就業体験先企業へのOJT研修費について

本件契約におけるOJTに係る経費については、人材育成型事業提案要領及び就業体験事業公募実施要領の段階から委託事業費の対象となる旨が明記され、本件契約の業務委託仕様書にもその旨が記載されている。

これによれば、OJT研修費は、指導に従事した既存雇用者の人件費を含むことができるものであるが、人材育成型契約に係るOJT研修費の支払については、受託者において、就業体験先企業の報告書でOJT研修の実績を確認し、就業体験先企業からの請求により新規雇用者46人、延べ3,460日分、総額12,715,500円が支払われていることを確認した。

また、就業体験事業契約に係るOJT研修費の支払についても、就業体験先企業からの報告書でOJT研修の実績を確認し、OJT研修の再委託先である再委託先事業者へ新規雇用者5人、延べ508日分総額1,333,500円が支払われているこ

とを確認した。なお、再委託先事業者から就業体験先企業へ支払が行われていることについても確認した。

さらに、国の中小企業庁においては、本件事業と目的を同じくする「新卒者就職応援プロジェクト」において、職場実習を実施する受入体験先企業に対して教育訓練費助成金が支給されていることを確認した。

【参考1】人材育成型契約の業務委託仕様書（抜粋）

5 契約

(4) 委託料の内容

イ 「新規雇用者人件費」は、総事業費の2分の1以上とすること。また、「新規雇用者の研修に係る経費」は、総事業費から「新規雇用者人件費」を除いた額の5分の3以上とすること。

② 「新規雇用者の研修に係る経費」

- ・ 新規雇用者の研修として行うOFF-JT, OJTに係る経費
- ・ 研修機関でのOFF-JTの場合、研修機関の入学金、講座受講料、教材費、研修機関までの交通費等
- ・ 受託者自ら行うOFF-JTの場合、外部講師謝金及び旅費、教材費、研修に必要な資材等
- ・ 受託者の行うOJTに要する経費には、OJTにおいて指導に従事した既存雇用者（社員）の人件費を含むことができる。ただし、研修に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。（なお、規則等により、手当の額が定められている場合は、その額に準拠すること。）

【参考2】就業体験事業契約の業務委託仕様書（抜粋）

5 契約

(4) 委託料の内容

イ 「新規雇用者人件費」は、総事業費の2分の1以上とすること。また、「新規雇用者の研修に係る経費」は、総事業費から「新規雇用者人件費」を除いた額の5分の3以上とすること。

② 「新規雇用者の研修に係る経費」

- ・ 新規雇用者の研修として行うOFF-JT, OJTに係る経費
- ・ 研修機関でのOFF-JTの場合、研修機関の入学金、講座受講料、教材費、研修機関までの交通費等
- ・ 受託者自ら行うOFF-JTの場合、外部講師謝金及び旅費、教材費、研修に必要な資材等
- ・ 受託者の行うOJTに要する経費には、OJTにおいて指導に従事した既存雇用者（社員）の人件費を含むことができる。ただし、研修に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。（なお、規則等により、手当の額が定められている場合は、その額に準拠すること。）

(4) 本件契約に係る検査の実施状況について

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づく本件契約に係る検査については、次のとおり実施されたことを確認した。

ア 履行確認

県が本件契約に係る委託料について、平成 22 年度の支出であることを確定させるためには、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号の規定により、当該年度内に本件契約が履行されたことを確認する必要がある。

このため、本件においては、雇用基金特別対策 P T の検査職員が、受託者からの報告等に基づき、平成 23 年 3 月 31 日に履行確認を行っている。

イ 委託料の額の確定

本件契約に係る委託料の額の確定は、上記履行確認を踏まえ、本件契約いづれも第 12 条第 2 項の規定に基づいて行われるものであり、受託者から提出された本件契約の雇用・就業の実績報告書により、雇用基金特別対策 P T の担当職員が委託料の額の確認作業を行った上で起案し、人材育成型契約では平成 23 年 5 月 10 日、就業体験事業契約では同月 9 日に同担当課長がこれを決裁することにより行われている。

(5) 収支精算書の内容確認について

本件契約の受託者から提出された本件契約の雇用・就業の実績報告書の収支精算書の内容について、証拠書類（源泉徴収票、賃金台帳、請求書、納品書、領収書等）との照合により調査したところ、次のとおり、人材育成型契約について新規雇用者に係る社会保険料の事業主負担分等において過大精算又は過少精算となっているものがあり、差し引き 33,518 円の過少精算となっていることを確認した。

区 分	過大精算額 A	過少精算額 B	差引額 A - B
ア 新規雇用者に係る人件費	16,794 円	49,173 円	△32,379 円
イ その他の経費	480 円	—	480 円
合 計	17,274 円	49,173 円	△31,899 円

税込△33,518 円

上の表の区分欄におけるア及びイの内訳は次のとおりである。

ア 新規雇用者に係る人件費

(ア) 社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料）における過大精算【16,794 円】
標準報酬月額区分誤り並びに厚生年金保険料及び健康保険料の入力ミスによるもの

誤			正		
厚生年金 保険料	健康 保険料	計	厚生年金 保険料	健康 保険料	計
11,150 円	5,644 円	16,794 円	0	0	0

(イ) 社会保険料（児童手当拠出金）における過少精算【49,173円】
請求漏れによるもの

誤	正
0円	49,173円

イ その他の経費における過大精算【480円】
誤って計上すべきでないものを計上したもの

項目	誤	正
その他 消耗品	480円	0円

(6) 本件契約の手續について

本件契約に係る手續については、次表のとおり行われていることを確認した。

ア 人材育成型契約

区分	手續内容
募集	平成22年2月8日～2月25日 人材育成型事業の募集
応募申込書提出	平成22年2月25日 受託者による応募申込書の提出
採択通知	平成22年3月12日 選定委員会による結果通知
執行伺い	平成22年3月12日、執行伺いの決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁)(債務負担行為予算)
契約締結伺い	平成22年3月19日、契約締結伺いの決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁)
契約締結	平成22年3月19日、契約の締結 (契約期間：平成22年3月19日～平成23年3月31日)
検査職員の変更伺い	平成22年4月1日、伺いの決裁 (雇用基金特別対策PT担当課長が決裁)
支出伺い	平成22年5月14日、平成22年度分委託料の支出伺いの決裁 (雇用基金特別対策PT担当課長が決裁)
履行確認	平成23年3月31日 検査職員が平成22年度分履行確認書を作成
実績報告	平成23年4月20日 受託者による平成22年度分雇用・就業の実績報告書の提出
額の確定伺い	平成23年5月10日、平成22年度分委託料の額の確定伺いの決裁 (雇用基金特別対策PT担当課長が決裁)

イ 就業体験事業契約

区 分	手 続 内 容
募集	平成 22 年 1 月 27 日～2 月 22 日 就業体験事業の募集
企画提案参加 申込書提出	平成 22 年 2 月 22 日 受託者による企画提案参加申込書の提出
採択通知	平成 22 年 2 月 26 日 選定委員会による結果通知
執行伺い	平成 22 年 3 月 8 日，執行伺いの決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁) (債務負担行為予算)
契約締結伺い	平成 22 年 3 月 10 日，契約締結伺いの決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁)
契約締結	平成 22 年 3 月 10 日，契約の締結 (契約期間：平成 22 年 3 月 10 日～平成 23 年 3 月 31 日)
検査職員の変 更	平成 22 年 4 月 1 日 雇用基金特別対策 P T 担当課長が決裁
再委託の承認 伺い	平成 22 年 4 月 1 日，再委託 (OFF-JT 以外) の承認伺い 決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁)
支出伺い	平成 22 年 5 月 10 日，平成 22 年度分委託料の支出伺いの決裁 (商工労働局総務管理部長が決裁)
履行確認	平成 23 年 3 月 31 日 検査職員が平成 22 年度分履行確認書を作成
実績報告	平成 23 年 4 月 20 日 受託者による平成 22 年度分雇用・就業の実績報告書提出
額の確定伺い	平成 23 年 5 月 9 日，平成 22 年度分委託料の額の確定伺いの決 裁 (雇用基金特別対策 P T 担当課長が決裁)

4 判断

以上のような事実関係等の調査及び確認並びに監査対象機関及び関係人からの説明に基づき，本件請求について，次のように判断する。

(1) 再委託先事業者への再委託について

請求人は，「再委託先については，再委託先事業者以外にも多数の同種教育を行う事業者が存在する。地方自治法第 234 条，地方自治法施行令第 167 条及び広島県契約規則第 29 条により，原則すべての契約は，予定価格が 100 万円を超えるものは一般競争入札が原則であるにもかかわらず，1 者による随意契約を行い，2 者以上からの見積書の入手を行っていない」と主張する。

受託者から再委託先事業者への再委託について監査したところ，第 3 の 3 (1) で確認したとおり，広島県契約規則等には，受託者が再委託を行う場合

において一般競争入札や2者以上の見積り徴取を義務付ける規定はない。また、本件契約においては、受託者は企画提案段階から実践的な教育支援や研修事業に実績のある再委託事業者を研修事業の再委託先として提案し、県はこの提案を審査した上で、本件契約の業務処理要領においてあらかじめ再委託を承認することを明示している。さらに、就業体験事業においては、再委託事業者が福山エリアを所管し、就業体験先企業の開拓やマッチング等を行う能力があることから、本件契約の規定に従い、受託者の申請に基づき再委託事業者への再委託の承認手続がなされている。

こうしたことから、再委託に関する事務手続は、請求人が主張する違法・不当なものとは認められない。

(2) 再委託先事業者を支払った研修謝金の単価について

請求人は、「受託者と再委託先事業者との再委託契約書を検証すると、講師は何らの資格や経験を要件にしないにもかかわらず、1時間当たり大学卒業レベルの講義には4万円、高校卒業レベルには2万円の報酬を支払っている。これは月額にすれば最高では640万円に達し、県で最高額と思われる広島大学医学部の大学院の非常勤講師の8倍であり、著しく不当な支出である」と主張する。

再委託先事業者を支払った研修謝金の単価について監査したところ、第3の3(2)で確認したとおり、研修事業の研修謝金の設定については、近隣業者2者から見積りを徴取して比較検討を行った上で、再委託先事業者の研修基本価格表に基づいて行われている。

なお、同様の研修を業として行っている他の事業者の研修謝金の状況と比べても、再委託先事業者を支払った4万円、2万円の研修謝金の単価は、著しく高いとは認められない。

このことから、再委託先事業者を支払った講師謝金が、請求人が主張する不当な支出とは認められない。

(3) 就業体験先企業へのOJT研修費について

請求人は、「人材育成型契約におけるOJT研修費12,715,500円及び就業体験事業契約におけるOJT研修費1,333,500円については、紹介予定派遣業務でこのような費用が派遣先に支払われることはなく、このような費用の支出にもかかわらず、受託者は他の事業者に比べても継続雇用の実績は低い。何らの実績報告もなく、また事業的慣行もない費用の支出は不当である」と主張する。

就業体験先企業へのOJT研修費の支出について監査したところ、第3の3(3)で確認したとおり、OJT研修費は人材育成型事業及び就業体験事業の対象経費として本件契約において認められ、この規定に従い適正に支払が行われている。また、国の同種の事業においても受入企業への助成が行われていることから、本件における就業体験先企業へのOJT研修費の支出については、請求人が主張する不当な支出とは認められない。

(4) 本件契約に係る公金の支出について

本件契約の雇用・就業の実績報告書の内容について監査したところ、第3の3(4)及び(5)で確認したとおり、新規雇用者に係る社会保険料(事業主負担分)等に過大精算や過少精算があり、全体として33,518円の過少精算となっている。このように委託料の額の確定における検査において一部確認漏れが見受けられたところであるが、県に損害を与えるような重大な誤りがあったとは言えず、本件契約において、県の業務委託の対価として委託料を支出することが不当であるとは言えない。

以上のことから、本件契約の受託者から提出された雇用・就業の実績報告書の内容が法令に違反した内容であるとは認められず、雇用基金特別対策PTの職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。

よって、上記職員による賠償を求める本件請求は、理由がないので棄却する。

付 記

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、本件請求に係る広島県緊急雇用対策基金事業は、雇用失業情勢が急激に悪化する中で、緊急に雇用・就業機会を創出することを目的として設けられたもので、事業を開始した平成21年度以降今日まで、県全体で約12,000人の新規雇用を生み出している。

一方で、当該事業は、短期間で早急な成果が求められるため、事業執行上の課題が見受けられる。

第一に、本県では、当該事業の実施に当たっては、受託者との間で概算契約(概算額で契約して、履行が完了した段階で精算条項に基づき額を確定させる契約)を締結しているが、本件において、精算時の確認が必ずしも万全とは言えない状況があった。

精算時に、受託者は契約書に定められた書式により、必要な書類を添付して業務を履行するための収支を明らかにしているが、研修及びその他経費の内訳を示す「支出リスト」等に掲載された使途、金額、支出先等のデータは膨大・多岐にわたっており、それぞれの積算根拠や妥当性を示す書類等は提出されるようにはなっていない。

また、雇用基金特別対策PTにおいては、受託者からの綿密な協議に応じるなど、事業の円滑な進行管理に努めてきたとのことであるが、その間の記録等も十分に整備されていなかった。

概算契約においては、精算時の確認が極めて重要であり、会計検査院においても、平成22年度決算検査報告において、緊急雇用創出事業等の概算契約について、受託者が実際に支払っていた新規雇用者に係る人件費の額の確認が十分に行われていないものが見受けられるとして、厚生労働省に対し、都道府県へ適切な確認を徹底する旨の是正改善処置を求めているところである。

このため、提出書類や添付資料の明確化等、確認がしやすくなるよう工夫することはもとより、受託者との協議内容を記録し、部局内で情報共有を図るとともに、確認に際しては、部局組織を挙げてその支援に当たるなど、重点的な取組が求められる。

第二に、本件のうち就業体験事業においては、新規雇用者の人数が大幅に減少し、当初計画と実績との間に大きな乖離が生じたところであるが、こうした状況に至った要因の分析や事業としての成果等に対し必ずしも十分な検証が行われていない。

とりわけ、当該事業の主要部分である新規雇用者に対する研修事業について言えば、その事業効果を推し量る上で、受講者側の評価を分析することが重要であるが、そのことも十分に行われていない。

当該事業をより効率的・効果的なものとするためには、こうした多角的な検証が不可欠であり、その検証結果を今後の事業展開に活用して行くべきである。

当該事業も4年目を迎え、さらなる実績が求められるところであるが、今後の事業執行に当たっては、以上のような点に十分留意され、県民の納得性や事業の透明性をさらに高められるよう努められたい。